

昭和廿三年八月廿四日

逓信省移管再編成の基本方針案 二三八二四 逓信省

一 基本方針

七月二十二日附マツカーサー春朝の趣旨に基いて、逓信省所管の業務を、郵政關係と電気逓信關係との兩部門に明確に分離し、各事業の能率的且つ強力な運営を図るため、左の要領により逓信省の再編成を行願成するものとする。

二 組織

- 1. 逓信省の業務を二分して郵便、貯金、保険の各事業を以て郵政省（仮称）を、電信、電話事業を以て電気逓信省（仮称）を新設する。
 - 2. 電波監管行政部門は、電気逓信省の外局として電波監管を創設する。
 - 3. 航空保安部門は電気逓信省の特別を部門とする。
- 各現業官署は、省長官までには郵務上、二省に分割する。但し特定局は、郵政省の所屬とし、電気逓信業務は原則として委託の形式で、之れを取扱う。

三 会計

逓信事業特別会計は、之れを郵政特別会計と電気逓信特別会計に分離し、夫々企業会計の自主性と特殊性とを徹底せしめる。

四 人事

人員の分割は原則として現在人員を基準として行方。

五 実施の時期

昭和二十四年四月一日実施を目途とし、両省の設置法案は三國會に提出し、兩特別会計法案は次期非常國會に提出するものとする。

水産業協同組合法要綱
漁業協同組合

(1) 目的 漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを圖り、國民経済の発展を期すること。

(2) 組合の種類 (イ) 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会 (ロ) 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

(3) 事業 信用事業、購買事業、販賣事業、利用事業、教育事業、団体協約の締結、倉庫証券の発行

(4) 地区 地区は定款で定め、法令で制限しない。但し業種組合の地区は市町村以上であること。

(5) 組合員の資格 正組合員資格は、地区内に住所を有し、且つ、年間三十日から九十日までの間で定款で定めの日数以上漁業を営み又は従事した漁民

地区が市町村以上の組合は、組合員資格を特定の業種に限ることからする。

准組合員として加工業者の一部、漁業生産組合、正組合員資格のない漁民の加入を認める。

(6) 議決権及び選挙権 正組合員は一個の議決権及び役員選挙権をもつ。准組合員にはこれを認めない。

これらの権利は、代理人又は書面で行使することからする。

7 出資及び責任 出資及び非出資の二制とする。本資は現物でもよい。責任は、有限責任

8 加入及び脱退 自由加入 六十日の予告期間をもって脱退できる。

9 役員を選任する方法 定款の定めるところにより、総会において正組合員が選挙する。理事の定数の半数以上は四分の三以上は正組合員でなければならぬ。

10 役員改選 正組合員の五分の一以上の連署により総会の議に附して改選するか否かを決する。

(11) 総代会

正組合員二百名以上の組合に設けることかできる。

(12) 行政庁の認可権に対する制限

(1) 設立の認可申請に対して行政庁は、設立手続、定款又は事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反する場合以外に認可しななければならない。

(2) 申請受理の日から二月以内認可又は不認可の通知を發しなかつたときは認可したものとみなされる。

(13) 行政庁の監督権の範囲

1. 報告の徴収
2. 業務会計の検査
3. 検査の結果組合に対し必要な措置をとるべき旨の措置
4. 目的外の事業を行つた場合等においてする解散命令
5. 十分の一以上の組合員の請求による議決、違害、当選の取消
6. 公益違反の専属利用契約の取消

漁業生産組合

(1) 事業 漁業及びこれに附帯する事業を行う。

(2) 組合員 漁民に限る。准組合員を認めない。

(3) 設立 發起人数 七人以上

(4) 組合に対し 組合員が三分の二以上は組合の事業に従事すること

する特別の条件
又 組合の事業に従事する者が三分の二以上は組合員であること

出資制限として
一 組合員が有する出資口数の最高限は、平均出資口数の二倍以下であること。

二 出資口数の過半数は、事業に従事する組合員に持たせらるること。

漁業協同組合連合會

(1) 事業 漁業協同組合と 同し、但し漁業経営は、そのなほ法律(八十七條)

(2) 會員 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合會、准會員をもとりあへる。

(3) 設立 發起人数 二組合以上

(4) 連合會の制限 一 事業のうち信用部門は、分高する。二 十條
又 規模の制限 一 つぎのいづれかに該当すること。
イ 地区が都道府県の区域をこえないこと。
ロ 連合會の所屬員中の漁業協同組合の数が三百をこえないこと(第八十九條)

水産加工業協同組合及び連合會

漁業協同組合及び連合會と略し同し

備考

- 一 金融事業を営む組合又は連合会の監督については農林大藏両省の共管とし、何れ政府において金融業法を制定する際その趣旨に照らしてこれに必要なる改正を加ふる事
- 二 水産業協同組合法の制定に伴う経過措置に因する法律案は漁業法案における漁業法の処理方法に因連が有るから漁業法案審議の際更に併せて審議すること

裏面白紙